

外国送金取引（仕向・被仕向）を申し込まれるお客様へのお願い



● 「マネー・ローンダリング」および「テロ資金供与防止」への対応について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（2008年3月施行）にもとづき、金融機関は「マネー・ローンダリング防止」や「テロ資金供与防止」のための適切な対応が求められております。

当行におきましても、同法の趣旨を踏まえ、以下の項目をお願いする場合があります。

- (1) 送金内容の説明やお取引に関連する資料（請求書、契約書、依頼人・受取人とやり取りしたEメールなど）のご提示
- (2) 受取人または依頼人および来店された方の本人確認のため、運転免許証等の本人確認書類のご提示
- (3) お取引の目的、ご送金の原資、受領される資金の内容、お客様のご職業や事業内容等についてのご確認
- (4) 上記(3)の内容を確認できる資料のご提示

お客様からご説明いただいた内容やご提示いただいた資料については、記録やコピーをとらせていただく場合があります。なお、ご説明や資料のご提示などをお願いした結果、お取引のご依頼に応じることができない場合もございます。誠に恐縮ですが、ご了承くださいますようお願いいたします。

● 外為法にもとづく支払等規制について

当行では、外為法にもとづく経済制裁措置の確実な実施のため、外為法第17条（銀行等の確認義務）の規定により、お客様のご送金取引が「貿易支払規制」および「資金使途規制」等に該当しないことを確認させていただいております。

つきましては、外国送金取引を申し込まれる際には、当該お取引が外為法上の「北朝鮮・イラン規制関連取引」に該当しないことをご確認のうえ、ご送金目的ならびにご送金目的が輸入代金・仲介貿易代金等の場合は、商品の品目・原産地（国名）・船積地域（都市名）・仕向地（仲介貿易の場合のみ、国名）を併せてご申告していただきますようお願いいたします。

また、「貿易支払規制」および「資金使途規制」等に該当しないことが確認できない場合には、お取引をお断りせざるを得ないことがありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

外為法にもとづく支払等規制（北朝鮮・イラン関連抜粋）（平成28年2月現在）

- (1) 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」
 - ・ 北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入又は仲介貿易取に係るもの（平成18年10月14日実施）
 - ・ 北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの（平成21年6月18日実施）
- (2) 北朝鮮の「資金使途規制」
 - ・ 「北朝鮮の核関連計画等」に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの（平成21年7月7日実施）
- (3) 北朝鮮に対する「支払の原則禁止」
 - ・ 人道目的かつ10万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所を有する者に対する支払の原則禁止（平成28年2月26日実施）
- (4) イランの「資金使途規制」
 - ・ 「イランの核活動等」に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの（平成28年1月22日実施）
 - ・ 「イランへの大型通常兵器等の供給等」に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの（平成28年1月22日実施）

● 米国OFAC規制に関する留意点について

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は「OFAC規制」と呼ばれています。

OFAC規制は、米国人・米国金融機関を含む米国人のほかに、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に米国で決済される米ドル建取引が規制の適用を受けます。日本で受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客様の取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

つきましては、下表のようなお取引は当行ではお取扱いができませんので、お客様におかれましては、これらに該当しないお取引であることに十分にご留意・ご確認いただいたうえ、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。

なお、お取引の受付後であっても、お客様よりご依頼いただいたお取引がOFAC規制に該当する恐れがある場合には、当行よりお取引の内容を確認させていただき、その結果によっては、当行の判断により、当該お取引の中止または取消等を行うことがございます。お取引内容の確認の際は、日本側の調査とは別に米国金融機関が別途独自の調査を実施する可能性がございますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、OFAC規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、お取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客様ご自身にて、OFACに対する凍結解除の申請等、然るべきご対応をいただく必要がございますので、あらかじめご承知置きください。

OFAC規制上の理由により当行でお取扱いができないお取引（平成29年11月現在）

以下の(1)・(2)のいずれかに該当する米ドル建のお取引

- (1) お取引の当事者の所在地・関係国・関係地等に、北朝鮮・イラン・キューバ・シリア・クリミア地域が含まれている場合
- (2) 米国政府により特定されている、テロリスト・麻薬取引者・大量破壊兵器取引者・多国籍犯罪組織などの関与するお取引

(注) お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者や運営者等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。

米ドル建以外であっても、上記(1)・(2)のいずれかに該当し、かつ以下に該当するお取引

米国金融機関（在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む）、米国法人（米国外の米国籍の法人を含む）、米国人、米国内に所在する者（米国内の外国法人・外国人を含む）が関与するお取引

(以上)